

このような状況に照らすと、平成30年度から休日の清掃が実施されていることを考慮しても、教育庁による、選定時の「事業計画書」、各年度の「年間事業実施計画書」(以下「事業計画」という。)の承認及びこれに基づく実施状況の確認等の過程において、利用者サービスの向上の観点からの検証が十分に行われていない。

施設の設置目的が効果的に達成される事業運営が可能となるよう、事業計画の承認及び実施状況の確認について、利用者サービスの向上の観点から、更なる検証を行うことが望まれる。

(教育庁)

(9) 総務局

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政の効率化等を図ることを目的とするものであり、総務局は、円滑な制度の導入や運用及び指定管理者の適切な評価が図られるよう、全庁的な支援・調整を行っている。

本監査において、全庁的な支援が必要と認められた点について、次項のとおり、意見・要望事項としている。

ア 意見・要望事項

(ア) 事業計画書により提案された取組の着実な実施について

「東京都指定管理者選定等に関する指針」(最終改正:平成29年2月、総務局行政改革推進部)及び「『東京都指定管理者選定等に関する指針』に関する事務の手引」(最終改正:平成29年2月、総務局行政改革推進部)では、指定管理者との協定は、事業計画書を的確に反映したものとするとされている。

各所管局の協定について見たところ、おおむね、基本協定において、指定管理者は年度事業計画書を作成・提出し、都の承認を受けるよう規定している状況である。

しかしながら、本監査において、指定管理者から提出された年度事業計画書について、事業計画書に基づいているかなどについての検証を十分行わないまま承認している事例や、事業計画書で提案された取組が年度事業計画書に十分に反映されていないため、当該年度の事業の実施結果が適切なものであるか否かが検証できない事例が認められた。

所管局が年度事業計画書を承認するに際しては、事業計画書において取り組むとしているサービスの向上などの事業が適切に行われるものとなっているかなどについて、適切に検証することが重要である。

このため、的確な制度運用について発信するとともに、指定管理者に対して、事業計画書の内容に係る中長期の計画策定、あるいは事業計画書における実施時期等の明示を行わせるなど、提案された取組が着実に実施されるための方策を講じることが必要である。

本来あるべき制度運用のあり方をより明確に発信し、提案された取組が着実に実施されるよう、方策の検討が望まれる。

(総務局)

(イ) 要求水準・管理指標の明確化について

選定時及び協定締結時に示されている各施設の管理運営基準を見たところ、おおむね、業務内容と範囲にとどまり、定量的又は管理・評価するための有効かつ明確な要求水準や管理指標を部側から示していない状況が認められた。また、指定管理者が、事業計画書において目標値等として到達水準を提案し、所管局がそれを承認している例が多く、業務の到達水準の有無及び高低が、指定管理者に委ねられている状況が認められた。

本来、指定管理者が履行する業務は、都と指定管理者が協議・合意の上で決定されるべきものであり、指定管理者制度の効果を発揮していくには、所管局が、施設の目的・特性等を勘案して、管理業務の要求水準や管理指標を明示することが重要である。

このため、各所管局の管理運営基準等において、管理業務の要求水準や管理指標の明確化を図るための方策の検討が必要である。

要求水準・管理指標の明確化に向けた方策を具体的かつ早期に検討されたい。

(総務局)

(ウ) 財務情報・指標に係る評価及び情報公開の促進について

「東京都指定管理者管理運営評価に関する指針」及び「『東京都指定管理者管理運営評価に関する指針』に関する事務の手引」に基づき、各局は、各年度、仕様書や事業計画書に記載された事業内容や過去の実績値等を考慮し、定量化できる項目は極力目標値を設定しつつ、定性的な項目も併用して、幅広い実績の測定が可能となるように項目を設定し、指定管理者を評価している。

この評価について見たところ、財務に関しても、適切な財務運営が行われているかなどの定性的な評価となっており、指定管理料の収支等の財務情報・指標についての評価・公表が行われていない状況が認められた。

指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と行政の効率化について、都民への説明責任を十分に果たす観点から、財務情報・指標について、複数年にわたって比較が可能な形で評価・公表することが有効である。

財務情報・指標に係る評価及び情報公開の促進について、具体的かつ早期に検討されたい。

(総務局)

(エ) 利用者サービスの最適化の支援について

「『東京都指定管理者管理運営評価に関する指針』に関する事務の手引」では、

① 指定管理者が行う自主事業については、必要に応じて、使用許可等の手続を別途経てから実施するものとする

② 設置条例で明示的に列挙されていない業務であっても、施設特性や設置目的等に照らし、設置条例で定める業務の範囲に含まれるもの(以下「付随業務」という。)については、指定管理業務として、別途の手続を経ずに、指定管理者の指定のみを根拠に実施することが許される

③ どのような業務を付随業務とするかは個々の施設の特性等にに応じて、具体的に判断するとしている。

レストラン、売店、自動販売機及び駐車場の便益施設の設置・管理・運営といった、利便性(サービスの提供)と収益性、双方の要素がある事業(以下「利用者サービス事業」という。)は、指定管理業務や付随業務として実施している事例もあれば、指定管理業務とは切り離して自主事業として別途の手続を経ている事例もあることが認められた。

こうした利用者サービス事業の実施については、指定管理者制度のみならず、都市公園法(昭和31年法律第79号)の設置管理許可など多様な手法があるが、他の地方公共団体においては、取扱方針を柔軟又は明確にするなどして、先進的又は優良な提案がなされるよう後押ししている例も見られる。

本監査において各施設の状況を見たところ、従来の手法を長年にわたって踏襲している事例も散見されたが、近年新たな手法も登場する中、事業の特性や狙いを踏まえ、絶えず最適な手法を模索していくことが重要である。

利用者サービス事業の取扱いについて、多様な手法の整理や他自治体の優れた取組の周知などにより、各施設における最適化の取組を支援することが望まれる。

(総務局)

本監査に際し、次の施設及び組織の関係者の皆様には、多大な御協力を賜りました。

- I Z U PHOTO MUSEUM
- 入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 奈良市市民活動部文化振興課
- 横浜市文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課
- 掛川市二の丸美術館
- 掛川市市民協働部文化振興課
- 公益財団法人サントリアー芸術財団サントリアーホール
- 彩の国さいたま芸術劇場
- 埼玉県県民生活部文化振興課
- 府中の森芸術劇場
- 府中市文化スポーツ部文化生涯学習課
- さいたまスポーツアリーナ
- 埼玉県都市整備部都市整備政策課
- 熊谷スポーツ文化公園
- 府中市生涯学習センター (体育施設)
- 大田区産業プラザPiO
- 自由学園明日館
- よこはま動物園ズーラシア
- 横浜市環境創造局公園緑地部動物園課
- 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館
- 埼玉県立さきたま史跡の博物館
- 府中市郷土の森博物館
- 府中市文化スポーツ部ふるさと文化財課
- 茨城県埋蔵文化財センターいせきびあ茨城
- 群馬県教育委員会事務局文化財保護課
- 埼玉県企画財政部改革政策局改革推進課
- 掛川市企画政策部企画政策課
- 掛川城 (天守閣・御殿)、竹の丸
- 横浜市政策局共創推進室共創推進課
- 奈良市総合政策部行政経営課
- 府中市政策総務部政策課

情報システムの効率的かつ効果的な運用について

第1 監査の概要

1 監査の背景と目的

都では、本庁舎と約600か所の事業所を接続するネットワークである東京都高度情報化推進システム(注1)をはじめとして、各局の事業を支える様々なシステムが構築・運用されているなど、情報システム(以下「システム」という。)は都政の重要な基盤となっている。

また、都は、平成29年から「ICT先進都市・東京のあり方懇談会」を開催し、ICTを活用したおおむね5年後の東京の将来像について提言を行った上で、平成29年12月には「東京都ICT戦略」を策定し、ICTの活用により「3つのシナイ」である「セーフシナイ」「ダイバーシナイ」「スマートシナイ」の実現を効率化・加速化していくとしており、都政におけるシステムの利用やシステムへの投資は今後更に拡大していくこととなる。

こうした状況の中、システムに係る投資の有効性やシステム運用の効率性等について確認し、システムに係る内部統制のあり方を検証するため、平成29年から3年間の計画でシステム監査を実施している。3年計画の概略は図1のとおりである。

平成29年は、都のICT中央管理部門である総務局を対象に、総務局が実施するシステムアセスメント(以下「総務局アセスメント」という。)をはじめとした、都のシステムに係る内部統制の仕組み及びその実施状況について監査を行った。その結果、都庁全体を通じて情報資産を把握している部署が存在しないことから、今後、全庁を通じた連携の強化などの取組によりシステムの最適化を図る必要があることが判明した。

平成30年は、総務局によるシステムに係る内部統制が有効に機能しているかについて検証するため、総務局アセスメントの対象局における個々のシステムの運用状況等の効率性や有効性等について監査を行う必要がある。また、公営企業局など総務局アセスメントの対象とならない局等(注2)における内部統制の状況についても検証する必要がある。

さらに、先に述べたとおり、今後ICTの活用が拡大していくことから、その前提となるサイバーセキュリティについて、内部統制が有効に働いているか確認する必要がある。

以上により、「システムの効率的かつ効果的な運用について」をテーマとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項に基づき、行政監査を行った。

(注1) 都の情報系ネットワークを中心として形成される、都の内外における情報交換や協働の取組、庁内横断的な情報共有による質の高い行政運営を実現するための基盤システム

(注2) 東京消防庁、公営企業局(交通局、水道局及び下水道局)、教育庁、行政委員会事務局(収用委員会事務局及び労働委員会事務局を除く。)、警視庁及び議会局

(4) 情報セキュリティ監査

情報セキュリティ対策の見直しを行い、セキュリティレベルを向上させる目的で、各局等が立案した実施計画に基づき、所管する情報システム等を対象に、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有する者が実施する、東京都サイバーセキュリティポリシーに規定された監査である。監査の結果、改善を要する事項があった場合には、被監査部門に対して改善を指示し、その後の改善状況について、フォローアップ監査(注4)により確認を行う。

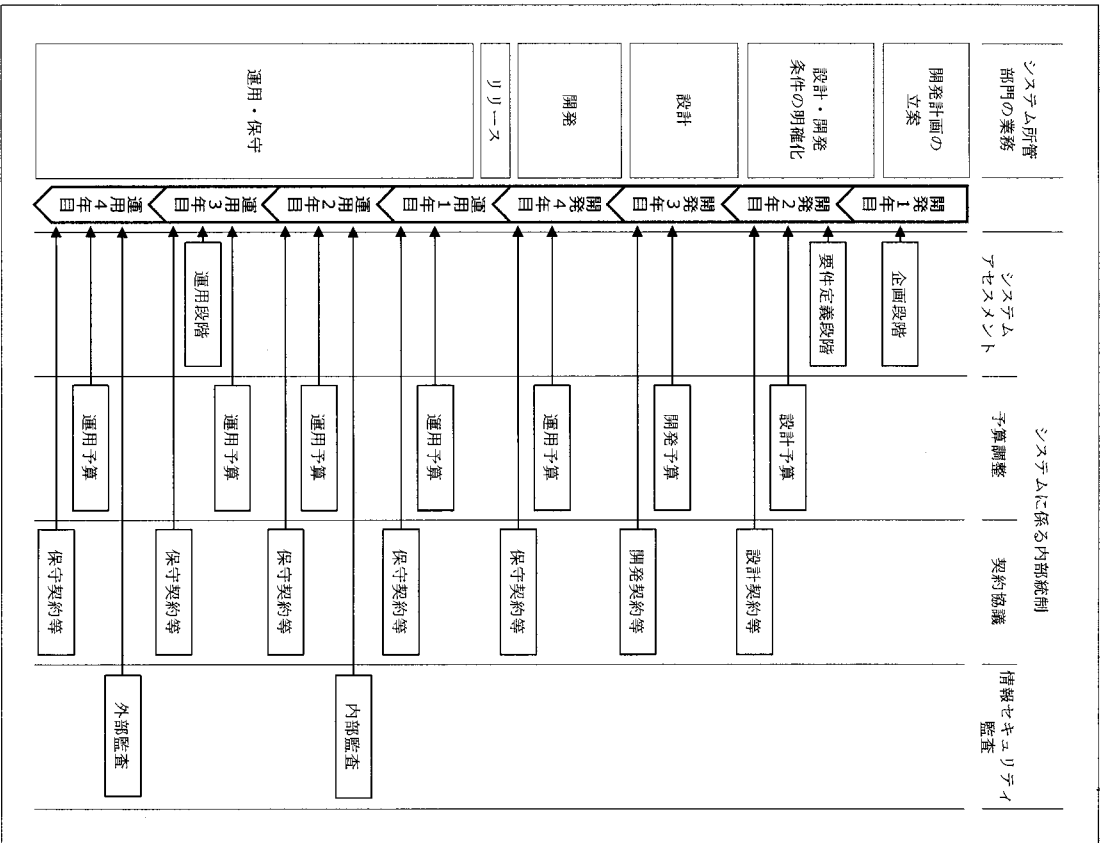
(注4) 改善措置の対応状況を確かめるため、情報セキュリティ監査終了後、半年から1年ごとに実施する監査のこと。

(5) システムのライフサイクルと内部統制の関わり

都では、(1)から(4)までに述べた内部統制活動を通して、各システムのライフサイクルを通じ繰り返し統制を図ることで、システムの有効性、信頼性等を継続的に維持・向上する仕組みを確保している。

図2に、システムのライフサイクルと内部統制の関わりについて例示した。

(図2) システムのライフサイクルと内部統制の関わり (例)



(注) 図中のシステムアセスメントの実施区分は総務局の例による。

3 監査の対象
(1) 監査対象局

本監査では、総務局アセスメントの対象局と非対象局のそれぞれにおいて、各局等で運用するシステムの数及びシステムの都民生活への影響度合いを踏まえ、次のとおり監査対象局を選定した。

- ア 総務局アセスメントの対象局
- (ア) 都市整備局

約26万戸の都営住宅の使用料の決定に係る入居者の家族構成や年収等の膨大な個人情報や管理する都営住宅管理総合システムなど、都民生活に直接関わるシステムを運用しているため。

- (イ) 福祉保健局

運用するシステムが他局と比較して多く、医療情報に関するシステム、福祉・介護等の人材確保に関わるシステムなど、都民生活に関わるものが多く、内容も多種多様であったため。

- イ 総務局アセスメントの非対象局

- (ア) 下水道局

総延長約1万6,000kmに及ぶ下水道管路の維持管理に係るシステム、浸水対策に関連する降雨情報システム(東京アメッシュ)等の都民の生活や安全に関係するシステムを運用しているため。

- (イ) 教育庁

約8万人の教職員の人事給与システム、約8万人が受験する都立高校入学試験の採点システム、15万人を超える都立学校の児童・生徒の教育用ネットワークシステムなど、規模の大きなシステムを多数運用しているため。

(2) 監査対象事務

- ア 都市整備局・福祉保健局

各システムの実際の運用を担っているシステム所管部門と、システムの内部統制を担っているシステム統括部門を対象として、次に示す事務について個々のシステムの運用状況を中心に監査を実施した。

- (ア) システム所管部門における事務

- a システムの運用業務
所管するシステムに係る情報セキュリティ実施手順や運用計画等を定めた上で、関連する業務委託の受託者の管理監督業務や障害発生への対応等を行っている。
- b システムに係る内部統制に関する事務
所管するシステムに係る総務局の内部統制(システムアセスメント、予算調整及び契

約協議)において、システムアセスメント調査票等の関係資料を作成の上、システム統括部門を通じて総務局へ提出しているほか、情報セキュリティ監査への対応や情報セキュリティについて自己点検を行っている。

- (イ) システム統括部門における事務

- a システムに係る内部統制に関する調整事務

局内のシステムに係る総務局の内部統制(システムアセスメント、予算調整及び契約協議)に際して、各システム所管部門が作成した関係資料について確認や指導を行った上で、総務局へ提出している。

- b 局の情報セキュリティに関する統制事務

局の情報セキュリティに関するルール(情報セキュリティ安全管理措置等)を定めて管理するとともに、情報セキュリティの向上を図ることを目的として、情報セキュリティ監査を実施している。

- イ 下水道局・教育庁

システム統括部門によるシステムの内部統制に係る次に示す事務を中心に監査を行い、これらの統制を受けるシステム所管部門の事務についても確認を行った。

- (ア) 下水道局のシステム統括部門における事務

- a システムアセスメントに係る事務

「東京都下水道局電子情報処理規程」(平成19年下水道局管理規程第20号。以下「下水道局処理規程」という。)及び「東京都下水道局情報処理システムアセスメント実施要領」(平成30年3月最終改正)に基づき、同局が所管するシステムに対してシステムアセスメントを実施している。

- b 予算調整に係る事務

毎年度、局内の各部に対し文書により通知した上で、同局が所管するシステムについての予算調整事務を行っている。

- c 契約協議に係る事務

下水道局処理規程に基づき、同局が所管するシステムについての局内における所管部門からの契約協議を受けている。

- (イ) 教育庁のシステム統括部門における事務

- a システムアセスメントに係る事務
「東京都教育委員会電子情報処理規程」(平成8年教育委員会訓令第16号。以下「教育庁処理規程」という。)及び「東京都教育委員会システムアセスメント実施要綱」(平成14年10月最終改正。以下「教育庁アセスメント要綱」という。)に基づき、同庁が所管するシステムに対してシステムアセスメントを実施している。

- b 予算調整に係る事務
 総務局からの依頼に基づき、同行が作成する予算要求調査表等の資料の内容について、確認や指導等の調整を行い、総務局へ提出する。
 c 契約協議に係る事務
 教育庁処理規程に基づき、同行が所管するシステムについての同行内における所管部門からの契約協議を受けている。

(3) 監査対象システム
 本監査では、各局等のシステム統括部門に対して後述する予備調査を行い、各局等が所管する全システムの概要を把握した上で、①システムの開発及び運用の経費の規模、②都民へ及び第三者影響の度合い、③上記①②以外のリスク要素の3点についてそれぞれ点数化した上で、計10件のシステムを選定した。
 ア 都市整備局・福祉保健局の選定システム
 (ア) 都市整備局

予備調査で把握したシステムは22件である。このうち、総務局アセスメントの有効性等について確認するため、アセスメントの対象であり、かつ各リスク要素の合計点の高い2件のシステムを選定した。また、総務局アセスメントによる統制を受けない開発・運用経費が1億円未満のシステムに対する局の統制状況を検証するため、アセスメントの非対象であり、かつ合計点の高い2件のシステムを選定した。監査対象システムは次の表のとおりである。

項番	選定システム (運用開始年度)	システムの概要	主な選定理由
1	都市計画地理情報システム (平成3年度)	都市計画業務に役立てるとともに、インターネットを通じて都民へ都市計画情報を提供するシステム	開発経費が高いため
2	都営住宅管理総合システム (平成14年度)	都営住宅等の入居申込から退去まで、一連の情報を登録し、適正な居住者管理を提供するシステム	都民への影響が高いため
3	東京都建設発生土情報システム ※ (平成17年度)	都、区市町村及び外部団体の公共工事等から発生する建設発生土の利用調整を図ることを目的としたシステム	開発・運用経費が高いため
4	東京都耐震ポータルサイト ※ (平成21年度)	意識啓発及び耐震化への取組に必要な情報を、建物所有者や区市町村、建築士等へ提供するサイト	都民への影響が高いため

(注) ※は総務局アセスメントの非対象システム

(イ) 福祉保健局

予備調査で把握した71件のシステムから、都市整備局と同様の選定過程により、次の表のとおり選定した。

項番	選定システム (運用開始年度)	システムの概要	主な選定理由
1	東京都福祉人材情報バンクシステム (平成20年度)	福祉人材及び福祉事業者に関する情報並びに関係する研修、イベント等の情報を一元的に管理し、福祉人材に対する効果的な働きかけを行うことを目的としたシステム	開発経費及び都民への影響が高いため
2	電子カルテ関連システム(移転改築後の府中療育センター) (平成32年度予定)	都立府中療育センターの移転改築に合わせ、現在紙で行っている業務を電子化し、利用者サービスの向上を図ることを目的としたシステム	開発予定経費及び都民への影響が高いため
3	東京都周産期医療情報システム(以下「周産期システム」という。) ※ (昭和62年度)	周産期医療に携わる諸機関をネットワーク化し、医療機関の空床状況等診療能力情報を24時間提供することで、医療機関相互の連携を推進し救急搬送の効率化に資することを目的としている。また、蓄積された症例データを収集・解析し、母子保健医療行政向上への活用を目的としたシステム	運用経費及び都民への影響が高いため
4	東京都医療機関情報システム(以下「医療機関システム」という。) ※ (平成15年度)	医療機関の所在地、電話番号、診療日時等の基本情報、アクセスに関する情報、提供するサービス等や費用負担等の情報(以下「医療機能情報」という。)を都民等へ提供し、受診の参考としてもらうことを目的としたシステム	運用経費及び都民への影響が高いため

(注) ※は総務局アセスメントの非対象システム

イ 下水道局・教育庁の選定システム
 局及び庁の内部統制の状況の確認を監査の主な目的とするため、各1件のシステムを選定することとされた。

(ア) 下水道局
 予備調査で把握した35件のシステムから、前述したリスク要素の合計点が最も高いものを次の表のとおり選定した。

項番	選定システム (運用開始年度)	システムの概要	主な選定理由
1	流域下水道維持管理システム (平成21年度)	流域下水道幹線と流域関連公共下水道管きよの管径、延長、勾配などのデータの把握、閲覧及び出図することを目的としたシステム	開発経費が高いため

(イ) 教育庁

予備調査で把握した42件のシステムから、下水道局と同様の選定過程により、次の表のとおり選定した。

項番	選定システム (運用開始年度)	システムの概要	主な選定理由
1	教職員人事給与システム (平成20年度)	教職員の人事及び給与情報の管理を目的としたシステム	開発・運用経費が高いため

4 監査の観点

本監査に当たり、総務局アセスメントの対象局と総務局アセスメント非対象局に分けて、次のとおり監査の観点を設定し、監査を行った。

(1) 都市整備局・福祉保健局

各システムの運用状況及びシステム投資の有効性を管理する内部統制の状況について、次の観点により検証した。

ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか

総務局アセスメント非対象システムに対する局独自の統制があるか等、システムに係る内部統制の状況について確認する。

イ システム運用における費用対効果の算定・検証は適切に行われているか

システムの運用開始後の効果検証は適時・適切に行われているか等、システム運用における費用対効果の算定・検証が適切に行われているかについて確認する。

ウ 構築後のシステムが計画どおりに運用されているか

稼働後に障害が多発し、業務に支障が生じていないか等、システムが当初期待された性能を発揮して運用されているかについて確認する。

エ 効率的・効果的な運用となっているか

マニュアルは整備されているか、緊急時の対応は十分に図られているか等、システムが効率的・効果的に運用されているかについて確認する。

(2) 下水道局・教育庁

システム投資の有効性を管理する内部統制の状況を中心に、次の観点により検証した。

ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか

システムに対する内部統制の仕組みが適切に構築されているかを中心に確認する。
イ 効率的・効果的な運用となっているか

マニュアルは整備されているか、緊急時の対応は十分に図られているか等、システムが効率的・効果的に運用されているかについて確認する。

5 監査手順

(1) 予備調査

ア 監査対象局の監査対象事務の概要について書面による質疑を行うとともに、各局等が策定している要綱類、各種計画、システム一覧等の資料提供を受け、それらを開覧して、事業及び取組内容について把握した。

イ 質疑及び開覧だけでは把握できなかった事項について、対面によるヒアリングを行った。
ウ ア及びイの結果を受けて実地監査の対象システムを選定し、(4)に後述する監査項目及び監査手続を定めた。

(2) 実地監査

ア 予備調査で選定した監査対象システムについて、運用設計書、委託契約の仕様書等の資料提供を受け、開覧した。

イ 監査項目及び監査手続に基づき、アで把握した事項を踏まえて、対面でのヒアリングや、必要に応じてシステムの操作端末を確認することにより、実地監査を行った。

ウ 実地監査で把握した疑義事項について、事実関係の誤りがないかどうかの確認を書面を提示した上で対面により行った。

エ ウで確認した内容に基づき、指摘案を作成し、監査対象局に提示した。

オ 監査対象局に対し、事実誤認がないかの確認を再度行った。

イ 報告書作成
ア 監査の観点ごとの監査の結果をまとめ、第2の1に記載した。
ウ 指摘事項を確定し、第2の2に記載した。

(4) 監査項目及び監査手続

予備調査結果を踏まえ、都市整備局及び福祉保健局については表1のとおり、下水道局及び教育庁については表2のとおり監査項目及び監査手続を決定し、実地監査を行った。表中の「監査の観点」は、第1の4（監査の観点）と対応している。

なお、表1及び表2のうち、※で示した監査項目について指摘事項が認められたため、第2の1で後述する。

(表1) 都市整備局及び福祉保健局に対する監査項目及び監査手続

監査の観点：ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか	監査項目	監査手続
	総務局アセスメントの非対象システムに対する局独自の統制はあるか	① 総務局アセスメントの非対象システムに対して局独自の統制を行い、投資の有効性を検証しているか
	総務局アセスメントの対象システムと非対象システムとで機能の重複はないか	① 局内でシステムやヘルプデスク・保守体制等の共通化・統合によって機能重複を防ぐ仕組みがあるか
	導入・運用コストを含めた情報資産の把握をどのように行っているか	① 導入・運用コストを含めた情報資産の把握をどのように行っているか ② ①の手続を整備しているか ③ 手続にのっとり情報資産を把握しているか
	必要以上の構築・運用やシステム間の機能重複を防ぐ仕組みはあるか	① 導入の目的や仕様に対して必要以上のシステム構成や運用・保守となっていないか検証するプロセスがあるか ② 稼働基盤やヘルプデスク・保守体制等の共通化・統合によって費用抑制する仕組みがあるか ③ 監査対象システムにおいて、①と②が運用されているか
	情報セキュリティ監査を確実に行う仕組みはあるか ※	① 局内で情報セキュリティ監査に関する規程を策定しているか ② ①の規程に基づき監査計画を策定しているか
	監査の観点：イ システム運用における費用対効果の算定・検証は適切に行われているか	
	監査項目	監査手続
	指標を定めてシステムを観察する体制があるか	① 指標を定めてシステムを定期的に観察するルールや体制があるか
	稼働実績、性能管理状況等を観察する仕組みがあるか	① 観察指標として稼働実績やヘルプデスクの使用率などの性能管理状況等を設定し、システムを観察する仕組みがあるか ② 監査対象システムについて、①の観察を行っているか

監査項目	監査手続
システムへの投資効果や当初の目的の達成状況を検証しているか	① 計画段階に目標としていた投資効果や開発当初の目的の達成状況を運用開始後に評価・検証する仕組みがあるか ② 監査対象システムについて、①の評価・検証を行っているか
監査の観点：ウ 構築後のシステムが計画どおりに運用されているか	
監査項目	監査手続
システムの運用に関する業務の役割分担、責任及び権限が整理されているか	① 監査対象システムの保守運用設計書等において、業務分掌、体制図等で運用保守体制が明確か、役割、責任、権限が明確か
ハードウェアやソフトウェア、ネットワーク等の情報資産の情報を把握する仕組みはあるか	① 局が所管する情報資産を一覧化した資料が、最新状態に維持されているか ② 監査対象システムに係る仕様書等と①の資料において、ハードウェアやソフトウェア等が漏れや矛盾なく記載されているか
システムを利用する職員等にIT技術や情報セキュリティの教育・訓練を実施しているか	① 利用者向けの情報セキュリティ訓練において、履行状況をどのように把握しているか ② ITスキルに関する研修を行っているか
システムを利用するユーザーや関係者に対する支援体制を整備しているか	① ヘルプデスクの導入について、局共通の基準があるか、監査対象システムにおいて導入の検討を行っているか ② 監査対象システムにおいて、ヘルプデスクについての内容が仕様書等に記載されているか ③ ②の記載どおりに運用されているか
システム変更が仕様どおりに行われているかを検証しているか	① 局共通又はシステム個別で、システム変更が仕様や要求どおりに行われているかを検証する仕組みがあるか ② 監査対象システムにおいて、①の仕組みが実施されているか
監査対象システムについて、情報セキュリティ対策は適切か ※	① 情報セキュリティの自己点検が行われているか ② OSSのセキュリティパッチやソフトウェア対策ソフトのバージョンアップの最新版が端末等に適用されているか ③ 利用者及び管理者のパスワード変更頻度に係る規定が適切に定められ、規定どおり変更されているか ④ IDの棚卸を1年に1回行っているか ⑤ アクセスログ等の記録を行い、定期的にチェックしているか ⑥ 個人情報の管理は適切か

監査項目	監査手続
監査対象システムについて、事故や障害の原因を究明し、再発防止につながる仕組みはあるか	① 事故や障害の原因を究明し再発防止につながる仕組みはあるか ② 障害について、原因究明の結果や再発防止策が記録されているか
災害対策に向けてシステムの優先度を管理するためのリスク分析は行われているか	① 監査対象システムについて、災害やサイバー攻撃が発生した際の方針や手順がシステムの特성에応じて整理されているか ② 局の情報資産について、災害等を想定したリスク分析を行っているか
事業継続計画や災害時対応計画を整備し、定期的に訓練を実施しているか ※	① 監査対象システムについて、事業継続計画を整備しているか ② ①の計画に基づき、定期的に訓練等を行っているか
外部委託先の選定基準や役割・責任は明確となっているか	① 外部委託先の管理について局の共通ルールを定めているか ② 監査対象システムにおける運用保守や入力作業等の委託業務について、局と委託先との役割分担等が契約書や仕様書等で定められているか
監査対象システムにおける運用保守や入力作業等の委託業務の履行状況を確認して改善につながる仕組みはあるか	① 委託先からの報告書等により、委託仕様書の遵守状況を確認しているか ② ①の確認の結果、改善すべき事項が検出された場合に、委託先に指摘し、改善完了を確認する仕組みがあるか
他システムとの情報連携について、適切に設計されているか	① 監査対象システムについて、他システムとデータ連携等があるか ② ①がある場合、適切に設計されているか
監査対象システムについて、システムの利用年数で想定される性能要件を大幅に超える構成となっていないか	① 設計・開発に係る仕様書等に性能要件が定められているか ② 性能要件の妥当性を定期的にチェックする仕組みがあるか ③ 外部委託先から稼働実績等について定期的に報告されているか
業務で使用しないソフトウェアがシステムに含まれていないか	① 監査対象システムの仕様書等に、過剰なソフトウェアが組み込まれていないか
局内の他のシステムと重複する機能はないか	① 監査対象システムについて、他システムとの稼働基盤等の共通化・統合によって費用抑制する取組が検討されているか
局内の他システムのヘルプデスク等との統合を検討しているか	① 監査対象システムについて、ヘルプデスク・保守体制等の共通化・統合によって費用抑制する取組が検討されているか

監査の観点：エ 効率的・効果的な運用となっているか	
監査項目	監査手続
運用計画はシステムの規模や特性等を考慮して策定されているか	① システム所管部門が全庁的なガイドラインを利用するよう にシステム統括部門が周知しているか ② 監査対象システムについて、全庁的なガイドラインを活用して運用計画を策定しているか
年間の運用計画や月次・日次の作業計画を策定しているか	① 監査対象システムにおいて、年間の運用計画が策定され、それに基づいて月次・日次の作業計画が策定されているか
運用計画に基づいて運用が適切に実施されていることを当事者や第三者がチェックする仕組みはあるか	① 運用計画に基づいて運用されていることを局及び第三者が検証する仕組みがあるか。仕組みがない場合は、それに類する取組（情報セキュリティ監査等）が適切か ② ①の取組の評価観点について、全庁的なガイドラインを参考に定められているか
運用状況や内外環境の変化に合わせて、運用計画や運用業務を適切に見直す仕組みはあるか	① 運用開始後に業務の効率化やコスト削減を目的とした業務の見直しを行う仕組みがあるか ② 監査対象システムについて、①の見直しを行っているか

(表2) 下水道局・教育庁に対する監査項目及び監査手続

監査の観点：ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか (システムアセスメント)	
監査項目	監査手続
適切な時期に実施しているか ※	① システムアセスメントの実施時期（段階）を定めているか ② ①が妥当であることの根拠があるか ③ ①の通り実施しているか
局及び庁全体の視点や客観的な立場に立って評価できる実施体制となっているか	① システムアセスメントの実施体制を定めているか ② 局及び庁全体の視点や客観的な立場に立って評価できる実施体制であることの根拠があるか ③ 実施体制にのっとりシステムアセスメントを行っているか
対象システムの条件は、投資の有効性を確保するのに適切か ※	① システムアセスメントの実施条件及び運用は適切か
定性的評価と定量的評価とを組み合わせるなど、評価手法は有効であるか	① システムアセスメントの観点を定めているか ② 観点は、定性的評価と定量的評価とを組み合わせるなど有効なものであるか ③ 観点にのっとり実施しているか
投資の有効性について定性・定量の両面から客観的に判断できる評価基準となっているか ※	① システムアセスメントの評価基準を定めているか ② 評価基準は、投資の有効性について定性・定量の両面から客観的に判断できるか ③ 評価基準にのっとり評価を行っているか
投資の有効性を確保するのに適した手続で評価を行っているか	① システムアセスメントの実施手続を定めているか ② 実施手続が妥当であることの根拠があるか ③ 実施手続にのっとり実施しているか
評価結果を通知する際、必要に応じて対面で改善策の説明を行うなど、評価結果を活用できる形でフィードバックしているか	① システムアセスメントの評価結果を通知する手続を定めているか ② 結果通知の手続は評価結果を活用できるものであるか ③ 手続にのっとり結果通知を行っているか
システムアセスメントの品質を確保するための仕組みは有効なものか	① システムアセスメントの品質確保の仕組みを整備しているか ② 仕組みが妥当であることの根拠があるか ③ 仕組みにのっとり品質確保しているか

監査項目	監査手続
適切な時期にシステムアクセスメントのプロセスを見直しているか	① システムアクセスメントのプロセス(実施観点、評価基準、実施手続等)の見直しの手続を整備しているか ② 見直しの手続にのっとり運用しているか
監査の観点：ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか(予算調整)	
監査項目	監査手続
投資の有効性を確保するために適した観点で行っているか	① 予算調整の観点を定めているか ② 観点が妥当であることの根拠があるか ③ 観点にのっとり予算調整を行っているか
評価基準は、各観点を評価するのに適した基準となっているか	① 予算調整の実施手続を定めているか ② 評価基準が妥当であることの根拠があるか ③ 評価基準にのっとり評価を行っているか
投資の有効性を確保するために有効な手続で実施しているか	① 契約協議の実施手続を定めているか ② 手続が妥当であることの根拠があるか ③ 手続にのっとり契約協議を行っているか

監査項目	監査手続
契約協議の品質を確保するための仕組みは有効なものか	① 契約協議の品質確保の仕組みがあるか ② 仕組みが妥当であることの根拠があるか ③ 仕組みにのっとり運用しているか
適切な時期に契約協議のプロセス(実施観点、評価基準、実施手続等)を見直しているか	① 契約協議のプロセスを適宜見直しているか ② 見直しの手続を整備しているか ③ 見直しの手続にのっとり運用しているか
監査の観点：ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか(その他)	
監査項目	監査手続
システム統括部門が中心となり、導入・運用コストを含めた情報資産の把握を行っているか	① 導入・運用コストを含めた情報資産の把握を行っているか ② 情報資産把握の手続を整備しているか ③ 手続にのっとり情報資産を把握しているか
費用を抑制するため、複数部署で共通的に利用する機能への対応(重複排除やシステム統合等)が行われているか	① システム導入の目的や仕様の達成に向けて、必要以上のシステム構成や運用・保守体制を持っていないかを検証する仕組みがあるか ② 局及び庁内でシステムの統合や基盤の共通化によってシステム間の機能重複を防ぐ仕組みがあるか
監査の観点：イ 体系的・効果的な運用となっているか	
監査項目	監査手続
運用計画はシステムの規模や特性等を考慮して策定されているか	① システム統括部門が各システム所管部門に対し全庁的なガイドラインを周知しているか ② 監査対象システムについて、全庁的なガイドラインを参考に運用計画を策定しているか
年間の運用計画や月次・日次の作業計画を策定しているか	① 監査対象システムにおいて、年間の運用計画を策定し、それに基づいて月次・日次の作業計画を策定しているか
運用計画に基づいて、運用が適切に実施されていることを当事者や第三者がチェックする仕組みはあるか	① 運用計画に基づいて運用されていることを局等及び第三者が検証する仕組みがあるか。仕組みがない場合は、それに類する取組(情報セキュリティ監査等)が適切か ② ①の取組の評価観点について、全庁的なガイドラインを参考に定めているか
運用状況や内外環境の変化に合わせて、運用計画や運用業務を適切に見直す仕組みはあるか	① 運用開始後に業務の効率化やコスト削減を目的とした業務の見直しを行う仕組みがあるか ② 監査対象システムについて、①の見直しを行っているか

6 外部専門家による支援

本監査は、システム監査の専門家の支援を得て実施した。

7 実地監査の期間

都市整備局 平成30年10月23日から同年11月12日まで
 福祉保健局 平成30年10月11日から同年11月15日まで
 下水道局 平成30年10月9日から同月18日まで
 教育庁 平成30年10月15日から同月19日まで

第2 監査の結果

1 監査の観点ごとの監査結果の概要

(1) 都市整備局・福祉保健局

ア システムに係る内部統制の仕組みは適切なものとなっているか

総務局アセスメントの対象とはならないシステムについても、総務局又は両局のシステム統括部門により、予算調整や契約協議、情報セキュリティ監査等によって内部統制が図られている。しかしながら、東京都サイバーセキュリティ監査基準（平成27年10月27日付第1回東京都サイバーセキュリティ委員会決定。以下「対策基準」という。）に規定された情報セキュリティ監査実施要綱を定めていない事例（2）指摘事項（1）イ）や、情報セキュリティ監査の結果、改善を要する事項について、システム統括部門がフォローアップ監査を行っていない事例（2）指摘事項（2）ア）等、計3件の指摘を行った。

イ システム運用における費用対効果の算定・検証は適切に行われているか

両局は、外部委託先との定期的な打合せ等でハードウェア使用率等のシステムの運用実績を把握した上で、システムに係る予算要求の機会に検討を行うなど、費用対効果の算定・検証に努めている。

本観点について、監査をした限りにおいて、両局は適切に業務を行っており、改善を要する事項は見受けられなかった。

ウ 構築後のシステムが計画どおりに運用されているか

システムの開発当初に見込んだ効果について、予算調整等で検証されている。

しかしながら、監査対象システムの一部で、対策基準の規定に対して情報セキュリティ実施手順が不十分であった事例（2）指摘事項（2）エ）等、計5件の指摘を行った。

エ 効率的・効果的な運用となっているか

両局のシステム統括部門から各システム所管部門へ、運用計画の策定に係る全庁的なガイドラインを周知しており、監査対象システムについて、周知されたガイドラインを参考として、運用計画を策定している。

なお、運用計画及び業務について、外部委託先との定期的な打合せ等で運用実績を把握した上で、システムの機器更新等の機会に見直しを行うなど、効率的・効果的な運用に努めている。

本観点について、監査をした限りにおいて、両局は適切に業務を行っており、改善を要する事項は見受けられなかった。

指摘事項のあった監査の観点について、次の表3にまとめた。